

C. 豊かな生活 安心・安全	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
イ. 税制改革					
(2)多様なライフスタイルのために就労などの選択に歪みを与えないよう、配偶者に関する控除等に関し検討する。検討に当たっては、社会保障制度見直しとの関連にも十分配慮する。相続と生前贈与の選択を歪めない税制を検討する。また、寄附等に対する課税の見直しを検討する。	財務省・総務省	・平成15年度税制改正において、 ①配偶者特別控除(上乘せ部分)の廃止、 ②相続税・贈与税の一体化措置(相続時精算課税制度)の導入、 ③認定NPO法人の認定要件の緩和等、を実施することとしている。		所得課税における諸控除については、「広く公平に負担を分かち合う」との理念の下、課税ベースを拡大するとともに、経済活動における個人の選択に中立的なものとする等の観点から見直す必要がある。	①第156回国会において平成15年度税制改正法案の年度内成立を図る。法案の成立・施行にあたっては、新しい制度が国民に利用されるよう政府広報等の手段により情報提供を行う。 ②・③「基本方針2002」や「あるべき税制の構築に向けた基本方針」を踏まえ、更なる検討を行う。
(3)長期にわたる安心の確保のために急速な人口高齢化等に対応するため、安定的な歳入構造をつくる。公的年金をはじめとする社会保障制度を抜本的に見直し、世代間・世代内の公平を重視して長期に持続可能なものにするるとともに、年金課税の見直しを検討する。また、道路等の特定財源については長期計画や今次税制改革と一体的にそのあり方を見直す。地球環境に配慮した税制を検討する。	同上	・道路等の特定財源については、厳しい財政事情を踏まえ、引き続き受益と負担の観点から納税者の理解を求めつつ、暫定税率の延長と用途の多様化を実施することとしている。		・高齢化が本格的に進展する中で、税制における社会保障との関わりを踏まえつつ、税制上の歪みのは正等の観点から、税制上の課題を幅広く整理する。 ・環境問題に対する税制面での対応については、地球温暖化対策推進大綱において「税・課徴金等の経済的手法については、他の手法との比較を行いながら、様々な場で引き続き総合的に検討する」とされており、引き続き汚染者負担の原則(PPP)にたつて、幅広い観点から検討する必要がある。	同上

C. 豊かな生活 安心・安全	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ホ. その他の制度改革					
<p>電子商取引に係る不当表示等の監視の強化及び景品表示法上の考え方（本年1月公表）の見直しを行う。</p>	<p>公正取引委員会</p>	<p>公正取引委員会は、インターネット・サーフ・デイ、電子商取引監視調査システム等により収集した問題事例を検討する等により、最近のBtoC取引をめぐる環境の変化、インターネットに関する苦情・相談の傾向等を踏まえ、BtoC取引の健全な発展と消費者取引の適正化を図るとの観点から、平成14年6月、BtoC取引における表示について、景品表示法上の問題点を整理し、具体的な問題事例を例示するとともに、事業者に求められる表示上の留意事項を取りまとめた「消費者向け電子商取引における表示についての景品表示法の問題点と留意事項」を公表した。</p>	<p>平成14年8月から運用を開始している電子商取引監視調査システムを通じて電子商取引調査員から報告のあった508サイトのうち、問題となる表示が見受けられた108サイトの管理者に対し啓発メールを送信し、表示の適正化を図った。</p>	<p>電子商取引の適正化のためには、電子商取引監視調査システムによるインターネット上の広告表示の監視体制をより充実させる必要がある。</p>	<p>平成15年度は電子商取引調査員を80名に増員し、更に監視体制を強化。また、今後とも電子商取引監視調査システムの運用等により、電子商取引における表示に対する常時監視を継続し、景品表示法に違反する事実が認められた場合は法的措置を講じるなど厳正に対処するとともに、留意事項に照らして問題が認められたサイトについては、啓発メールを送信する。</p>

C. 豊かな生活 安心・安全	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
八. 規制改革					
公正取引委員会は、一般消費者を誤認させる不当表示の現行規制の見直しを行い、平成15年度までに、消費者の適切な評価・選択のための環境を整備する。	公正取引委員会	平成13年11月から「消費者取引問題研究会」を開催し、公正取引委員会が消費者取引において取り組むべき問題を幅広く検討。平成14年11月に報告書を公表。	研究会報告書において、公正取引委員会が取り組むべき消費者問題についての考え方を整理。	報告書の中で公正取引委員会が取り組むべきとされた事項について、法改正措置を含め、引き続き取り組む必要がある。	①消費者取引問題研究会報告書における提言等を踏まえ、(1)商品又は役務の品質その他の内容について実際のものより著しく優良であると示す表示等について、事業者が裏付けとなる合理的な根拠を有さない場合の措置を定める、(2)都道府県による執行力の強化、(3)手続規定の整備について、第156回国会に景品表示法改正法案を提出。

<p>経済産業省は、引き続き電力・ガスの公正かつ透明性の高い供給システムを実現するため、小売の自由化範囲の拡大などの規制改革の徹底を図る。また、経済産業省及び公正取引委員会は引き続き協力して公正な競争環境の整備を図る。</p>	<p>公正取引委員会</p>	<p>我が国電気事業制度の在り方については、平成13年11月より総合資源エネルギー調査会電気事業分科会を開催し、また、ガス事業制度の在り方については、平成14年9月より同調査会都市熱エネルギー部会を開催し、幅広く御審議いただいたところであり、それぞれ本年2月に答申が取りまとめられ、大臣に報告がなされた。</p> <p>また、同分科会及び同部会には公正取引委員会も参加する等、電気事業分野及びガス事業分野における公正な競争を促進する観点から、経済産業省と公正取引委員会は必要な連携を図っている。</p>	<p>電力・ガス事業制度改革については、エネルギーの安定供給の確保と環境への適合を図り、これらの政策目的を十分考慮しつつ、経済構造改革を推進することが重要との結論に達したところ。</p> <p>具体的には、</p> <p>①電力の広域的な流通の円滑化のための環境整備</p> <p>②公平性・透明性確保によるネットワーク管理部門の発電事業者等に対する調整機能の確保</p> <p>③特に電力について、発送配販の一貫体制の維持や卸電力市場の整備など、原子力を含む安定的な電源開発の推進のための環境整備等</p> <p>④ガスについては、導管網の円滑な整備を促進するための環境整備と有効利用のための仕組みの充実、市場活性化を図るための大口供給・卸供給に係る規則の見直し等を図りつつ、これらの結果、安定供給や環境への適合が図られる範囲内で小売自由化範囲拡大を進めていくことが適当であるとの結論を得た。</p>	<p>電事業分科会及び都市熱エネルギー部会の報告書に基づき、詳細な制度設計に取り組む。</p>	<p>①第156回国会会期末 電気事業法及びガス事業法の改正を行う。</p> <p>②平成15年末</p> <p>③それ以降</p> <p><電気></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年 現行制度の下で、500kW以上の高圧需要家まで電力小売自由化範囲拡大 ・平成17年 新制度の下で、50kW以上の全ての高圧需要家まで電力小売自由化範囲拡大 ・平成19年 家庭用も含め、50kW未満の需要家に対する全面自由化について、検討開始予定 <p><ガス></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年 新制度の下で、年間使用量50万m³以上の需要家まで小売を自由化・平成19年 年間使用量10万m³以上の需要家まで小売を自由化
---	----------------	---	---	---	--

ホ. その他の制度改革

<p>公正取引委員会は、新たな環境変化に対応し、平成14年度から、知的財産権、電子商取引等に関する独占禁止法上の考え方の明確化を一層進める。</p>	<p>公正取引委員会</p>	<p>(知的財産権関係) デジタルコンテンツの取引等に係る競争政策上の課題について検討するため、平成14年6月より、有識者から成る「デジタルコンテンツと競争政策に関する研究会」を開催。平成14年度末までに計9回の研究会を開催し、「デジタルコンテンツと競争政策に関する研究会」の報告書を公表予定(平成15年3月)。 (電子商取引関係) 公正取引委員会は、インターネット・サーフ・デイ、電子商取引監視調査システム等により収集した問題事例を検討する等により、最近のBtoC取引をめぐる環境の変化、インターネットに関する苦情・相談の傾向等を踏まえ、BtoC取引の健全な発展と消費者取引の適正化を図るとの観点から、平成14年6月、BtoC取引における表示について、景品表示法上の問題点を整理し、具体的な問題事例を例示するとともに、事業者に求められる表示上の留意事項を取りまとめた「消費者向け電子商取引における表示についての景品表示法の問題点と留意事項」を公表した。</p>	<p>(知的財産権関係) コンテンツ取引等に関する今後の競争政策上の課題を明らかにし、コンテンツの制作、流通に係る独占禁止法上の考え方について明確化を図る予定。 (電子商取引関係) 平成14年8月から運用を開始している電子商取引監視調査システムを通じて電子商取引調査員から報告があった508サイトのうち、問題となる表示が見受けられた108サイトの管理者に対し啓発メールを送信し、表示の適正化を図った。</p>	<p>(知的財産権関係) 引き続き、知的財産権に関連する取引等について、独占禁止法上の考え方の明確化を図っていく必要がある。 (電子商取引関係) 電子商取引の適正化のためには、電子商取引監視調査システムによるインターネット上の広告表示の監視体制をより充実させる必要がある。</p>	<p>(知的財産権関係) ①第156回国国会会期末 ②平成15年末 ③それ以降 今後も知的財産権等に関する独占禁止法上の考え方の明確化を一層進めることとする。 (電子商取引関係) 平成15年度は電子商取引調査員を80名に増員し、更に監視体制を強化。また、今後とも電子商取引監視調査システムの運用等により、電子商取引における表示に対する常時監視を継続し、景品表示法に違反する事実が認められた場合は法的措置を講じるなど厳正に対処するとともに、留意事項に照らして問題が認められたサイトについては、啓発メールを送信する。</p>
--	----------------	---	--	--	--

C. 豊かな生活 安心・安全	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
□. 歳出改革					
脱温暖化の社会づくり 「地球温暖化対策推進大綱」等に基づく対策	環境省、 経産省、 外務省等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年3月、地球温暖化推進大綱改定。 ・4月、気候変動に関する日米ハイレベル協議。 ・5月、地球温暖化対策の推進に関する法律改正。 ・6月、京都議定書締結。 ・7月、京都メカニズム活用のための体制整備について決定。 ・9月、持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)におけるタイプ2登録(CDMキャパシティ・ビルディング、APN、APnet)及び各国への京都議定書締結の働きかけ。 ・10月、共同実施及びCDMに係る事業承認指針決定。 ・10-11月、気候変動枠組条約第8回締約国会議(COP8)における各国への京都議定書締結の働きかけ。 ・12月、共同実施及びCDMに係る事業承認(2件)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・WSSD、COP8等の機会における我が国の働きかけもあり、昨年末、カナダ、ニュージーランド等の附属書1国が相次いで京都議定書を締結。3月13日現在、104カ国及び1地域が同議定書を締結(このうち附属書1国は30カ国及び1地域)し、あとロシアが締結すれば同議定書は発効する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・京都議定書の早期発効 ・地球温暖化対策の実効性確保のためには、全ての国が温室効果ガスの排出削減に取り組むことが不可欠。そのため、今後、米国、途上国を含む全ての国が参加する共通のルール構築が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ①京都議定書の早期発効を目指し、未締結国に対し同議定書の締結を促す。 ②京都議定書上、2013年以降の期間(第2約束期間)における排出削減約束に関する交渉が、遅くとも2005年末までに開始されることとなっていることを踏まえ、今後、COP等の場において、米国や途上国を含む全ての国が参加する共通のルール構築を目指す。

ホ. その他の制度改革

<p>世界の食糧安全保障への貢献</p>	<p>外務省</p>	<p>平成15年3月に交渉モダリティが確立されるWTO農業交渉において、柔軟性、継続性、バランスを確保できるよう、我が国提案を実現すべく取り組む。</p>		<p>農産物輸出国である米国やケアンズ諸国が急激な自由化提案を行うなど、日本などの輸入国と輸出国の間の立場の差が大きい。</p>	<p>平成15年9月の第5回閣僚会議 (Cancun) に向けて、我が国提案の、より具体的な実現に向けて、更に尽力する</p>
----------------------	------------	---	--	--	---

C. 豊かな生活 安心・安全	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ホ. その他の制度改革					
<p>(6) グローバル戦略 (グローバルに開かれた市場の構築) 関係府省は協力して、平成14年度、世界で活躍する日本製品や日本人、個性ある日本の自然環境や文化をアピールするグローバル戦略を構築する。在外公館の活用や国際PR、わかりやすい標識や情報拠点の整備等を推進する。</p>	<p>外務省</p>	<p>(文化事業) 在外公館の外交活動の一環として、比較的小規模な日本文化紹介事業を多数実施した(平成14年度予算額:約2.2億円)他、平成14年度においては、特に「日韓国民交流年」及び「日本年」「中国年」等を実施し、韓国、中国等において日本紹介を重点的に行い、受入・派遣を促進した(平成14年度予算額約0.7億円)。</p>	<p>「日韓国民交流年」においては840件以上の記念事業を実施し、草の根・市民レベルでの事業を通じて日韓両国国民の相互交流・相互理解が深まると共に、特に日本国民の対韓国理解の深化が見られた。また、「日本年」「中国年」においては大型文化事業を中心に300件以上の認定事業を実施し、日中両国国民の交流が深まった。更に、世界各国の在外公館において、外交活動の一環として2000件以上の日本文化紹介事業を実施し、日本に対する理解・イメージの向上が見られた。</p>	<p>国別・地域別文化交流政策に基づく事業実施、国際交流基金との役割分担、国内の文化振興・発信機関との連携強化、円滑な実施体制の構築・運営、事業実施ノウハウの蓄積等により、一層効率的・効果的な受入・派遣の促進に努める。</p>	<p>①国別・地域別文化交流政策の策定及び事業の実施。②①の実施・評価。③国別・地域別文化交流政策の見直し、事業評価を踏まえた事業計画の策定及び実施。</p>

<p>(グローバル化の中での積極的貢献) 外務省及び文部科学省は、文化芸術分野での受入、派遣を促進する。</p>	<p>外務省</p>	<p>(文化事業) 在外公館の外交活動の一環として、比較的小規模な日本文化紹介事業を多数実施した(平成14年度予算額:約2.2億円)他、平成14年度においては、特に「日韓国民交流年」及び「日本年」「中国年」等を実施し、韓国、中国等において日本紹介を重点的に行い、受入・派遣を促進した(平成14年度予算額約0.7億円)。</p>	<p>「日韓国民交流年」においては840件以上の記念事業を実施し、草の根・市民レベルでの事業を通じて日韓両国国民の相互交流・相互理解が深まると共に、特に日本国民の対韓国理解の深化が見られた。また、「日本年」「中国年」においては大型文化事業を中心に300件以上の認定事業を実施し、日中両国国民の交流が深まった。更に、世界各国の在外公館において、外交活動の一環として2000件以上の日本文化紹介事業を実施し、日本に対する理解・イメージの向上が見られた。</p>	<p>国別・地域別文化交流政策に基づく事業実施、国際交流基金との役割分担、国内の文化振興・発信機関との連携強化、円滑な実施体制の構築・運営、事業実施ノウハウの蓄積等により、一層効率的・効果的な受入・派遣の促進に努める。</p>	<p>①国別・地域別文化交流政策の策定及び事業の実施。②①の実施・評価。③国別・地域別文化交流政策の見直し、事業評価を踏まえた事業計画の策定及び実施。</p>
		<p>(青少年、留学生等の人物交流) 先進国の有力者の招へい、留学情報の事前提供、国費留学生の海外における募集・選考、元日本留学生に対するアフターケア、語学指導等を行う外国青年の招致、将来有望な外国青年の招へい及び2002ワールドカップ・サッカー大会等を通じ、受入・派遣を行った。</p>	<p>先進国15ヶ国より有力者50名の招へい、国費留学生9000名以上の受入、語学指導等を行う外国青年6000名以上の招致、将来有望な外国青年600名以上の招へい等の人的交流を通じ、世界各国の対日理解が深まった。また、ワールドカップ・サッカー大会等を通じ魅力ある日本をアピールした。</p>	<p>招へい者の人選、招へいプログラム等の不断の改善、アフターケアの強化、関係機関との連携の強化に努めることにより、一層効果的な受入・派遣の実施に努める。</p>	<p>①②③平成15年度事業計画の策定、実施。</p>

(前ページつづき)		(国際交流基金)世界各国において国際文化交流事業を実施し、受入・派遣を促進している他、日本に対する理解・イメージの向上に役立っている。(平成14年度国際交流基金補助金予算額:約146.8億円)	外交政策を踏まえつつ、世界各国において国際文化交流事業を行って個性ある日本の文化をアピールし、日本に対する理解・イメージの向上が見られた。	外交政策上より効果の高い事業の実施、事業実施方法の不断の見直し、他の関係機関との連携の強化等により、より効率的・効果的な受入・派遣の促進に努める。	①外部評価を活かしつつ、平成15年度事業計画を策定。②①の実施。③評価の実施・事業の見直しを行いつつ、事業を計画・実施していく。
(グローバル化の中での積極的貢献) 外務省は、青年海外協力隊やシニア海外ボランティアの推進など、国境を越えた活躍の場を拡大する共に、途上国での国際協力体験を大学及び大学院の単位として認定する等の形で、国際協力に対する人材育成を図る。	外務省	・青年海外協力隊やシニア海外ボランティア派遣事業を推進するため、国内において春・秋の定期的な募集説明会を開催するとともに、海外において途上国の要請開拓・派遣対象国の拡大に努めている。青年海外協力隊の経験が単位認定されるよう各大学(院)に働きかけている。	広島大学大学院国際協力研究科にて平成14年度から在学生のまま国際協力に参加し、最大10単位が認められる制度が創設された。平成14年12月に3名の大学院生が同制度によりザンビアに派遣された。		アクションプログラムの施策を踏まえ、青年海外協力隊・シニア海外ボランティアへの参加を更に促進するため引き続き取り組んでいく。

C. 豊かな生活 安心・安全	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ホ. その他の制度改革					
ODA改革、ODA大綱の見直し	外務省	透明性確保・効率性向上・国民参加を柱とするODA改革を、「ODA改革・15の具体策」（平成14年7月発表）及び外務省改革「行動計画」（平成14年8月発表）に従って着実に進めている。また、平成14年12月10日には、「ODA改革：三項目の実施について」を発表し、ODA大綱を来年中頃を目途に見直すこととした。	ODAの透明性確保・効率性向上を目指して、関係府省間の連携強化、監査・評価の拡充等の取り組みを始めている。また、NGOとの連携強化等を通じて、国民参加型ODAに努めている。		今後とも、透明性確保・効率性向上・国民参加の観点からODA改革を引き続き推進する。ODA大綱については、ODA改革の集大成として、策定後10年間に生じた国内・国際状況を踏まえ、平成15年中頃を目途に見直す。

C. 豊かな生活 安心・安全	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
イ. 税制改革					
<p>税制改革 ○今後の経済社会の構造変化等に対応した望ましい税制の構築に向けて、政府税制調査会において、今後とも引き続き、所得、消費、資産等の適切な課税ベースの選択、できるだけ広い課税ベースの確保等、幅広い観点から検討を行う。とりわけ貯蓄・消費行動、投資・起業行動、労働供給・就業形態に対する誘因を十分に考慮して、個人、企業の経済行動に対して中立的な税制の構築に取り組む。</p>	<p>財務省・総務省・税制調査会</p>		<p>・税制改革については、昨年6月に政府税制調査会において「あるべき税制の構築に向けた基本方針」が取りまとめられるとともに、税制改革の基本方針を含む「基本方針2002」が閣議決定された。これらも踏まえ、平成15年度税制改正で広範にわたる改正を行うこととしている。</p>		<p>①第156回国会において平成15年度税制改正法案の年度内成立を図る。法案の成立・施行にあたっては、新しい制度が国民に利用されるよう政府広報等の手段により情報提供を行う。 ②・③「基本方針2002」や「あるべき税制の構築に向けた基本方針」を踏まえ、更なる検討を行う。</p>

C. 豊かな生活 安心・安全	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
イ. 税制改革					
(1)人間力戦略 (高齢者、女性、若者等が、 ともに社会を支える制度の 整備) NPO活動促進のための、現 行NPO税制の認定要件の 見直しを検討する。	財務省・総務省・ 内閣府・経済産業 省・文部科学省・ 環境省・厚生労働 省・国土交通省	・平成15年度税制改正におい て、認定NPO法人制度におけ るパブリックサポート等の認定 要件を緩和するとともに、認定 NPO法人についてみなし寄附 金制度の導入を実施すること としている。	第156回国会に、平成15年 度税制改正法案を提出。		①第156回国会において平成 15年度税制改正法案の年度 内成立を図る。法案の成立・ 施行にあたっては、新しい制 度が国民に利用されるよう政 府広報等の手段によりPR・情 報提供を行う。
(4)産業発掘戦略 (環境産業の活性化) 環境投資促進税制措置の見 直しを検討する。	財務省・総務省・ 経済産業省・環境 省・国土交通省	・平成15年度税制改正におい ては、再商品化設備等の特別 償却制度の見直し、低公害車 等に係る自動車税のグリーン 化及び自動車取得税の軽減 等の見直し・延長を行うこと としている。	同上		同上

C. 豊かな生活 安心・安全	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
□. 歳出改革					
<p>・歳出削減を行いつつ、改革の成果を他の政策分野に柔軟に再配分</p>		<p>平成15年度予算において、削減すべきものは削減した上で、真に重要な施策には、編成過程を通じて大胆に重点配分。</p>	<p>①歳出削減 ・予算執行調査の結果等を活用した、徹底した単価の見直し ・公共事業関係の国庫補助負担金の削減 ・雇用保険制度の抜本的見直しによる制度の安定的運営の確保 ②重点配分 ・科学技術振興費について、総合科学技術会議による優先順位付け（SABC）を踏まえた大胆な再配分 ・公共投資について、大都市圏拠点空港や三大都市圏環状道路等への重点配分</p>	<p>平成十六年度の財政運営目標については、「改革と展望」において示された中長期的な財政運営のあり方等を踏まえながら、今後検討。</p>	<p>同左</p>

C. 豊かな生活 安心・安全	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
イ. 税制改革					
<p>(2)多様なライフスタイルのために就労などの選択に歪みを与えないよう、配偶者に関する控除等に関し検討する。検討に当たっては、社会保障制度見直しとの関連にも十分配慮する。相続と生前贈与の選択を歪めない税制を検討する。また、寄附等に対する課税の見直しを検討す</p>	財務省・総務省	<p>・平成15年度税制改正において、 ①配偶者特別控除(上乘せ部分)の廃止、 ②相続税・贈与税の一体化措置(相続時精算課税制度)の導入、 ③認定NPO法人の認定要件の緩和等、 を実施することとしている。</p>		<p>所得課税における諸控除については、「広く公平に負担を分かち合う」との理念の下、課税ベースを拡大するとともに、経済活動における個人の選択に中立的なものとする等の観点から見直す必要がある。</p>	<p>①第156回国会において平成15年度税制改正法案の年度内成立を図る。法案の成立・施行にあたっては、新しい制度が国民に利用されるよう政府広報等の手段により情報提供を行う。 ②・③「基本方針2002」や「あるべき税制の構築に向けた基本方針」を踏まえ、更なる検討を行う。</p>
<p>(3)長期にわたる安心の確保のために急速な人口高齢化等に対応するため、安定的な歳入構造をつくる。公的年金をはじめとする社会保障制度を抜本的に見直し、世代間・世代内の公平を重視して長期に持続可能なものにする。また、年金課税の見直しを検討する。また、道路等の特定財源については長期計画や今次税制改革と一体的にそのあり方を見直す。地球環境に配慮した税制を検討する。</p>	同上	<p>・道路等の特定財源については、厳しい財政事情を踏まえ、引き続き受益と負担の観点から納税者の理解を求めつつ、暫定税率の延長と用途の多様化を実施することとしている。</p>		<p>・高齢化が本格的に進展する中で、税制における社会保障との関わりを踏まえつつ、税制上の歪みの是正等の観点から、税制上の課題を幅広く整理する。 ・環境問題に対する税制面での対応については、地球温暖化対策推進大綱において「税・課徴金等の経済的手法については、他の手法との比較を行いながら、様々な場で引き続き総合的に検討する」とされており、引き続き汚染者負担の原則(PPP)にたつて、幅広い観点から検討する必要がある。</p>	同上

C. 豊かな生活 安心・安全	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
イ. 税制改革					
(相続税・贈与税) 高齢化の進展等を踏まえ、住宅資産を含め、高齢者の保有する資産の次世代への移転の円滑化に資するため、相続税・贈与税の一体化を行う。併せて、最高税率の引下げを行う。	財務省	・平成15年度税制改正において、相続税・贈与税の一体化措置(相続時精算課税制度)を導入する。また、相続税・贈与税の最高税率を引き下げるとともに、税率構造の見直しを行うこととしている。	第156回国会に、平成15年度税制改正法案を提出。		①第156回国会において平成15年度税制改正法案の年度内成立を図る。法案の成立・施行にあたっては、新しい制度が国民に利用されるよう政府広報等の手段によりPR・情報提供を行う。
(住宅税制) 住宅取得(リフォームを含む)に係る贈与税の特例を拡大するなど、住宅投資促進に係る税制上の優遇措置を検討する。	財務省	・平成15年度税制改正において、相続税・贈与税の一体化措置(相続時精算課税制度)の導入に伴い、住宅の取得又は増改築に充てる資金に限り、年齢要件を撤廃するとともに、非課税枠を3500万円に拡大する特例を創設することとしている。	同上		同上

C. 豊かな生活 安心・安全	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
イ. 税制改革					
○産学官連携の推進に関する制度改革・規制緩和等を含む具体的方策を取りまとめる。また、国立大学等の法人化に際し、改革の方向性を打ち出すとともに、私立大学での研究開発の促進のため、私立大学への民間資金の導入を促進する観点から、民間からの委託研究費に対する減税措置等について検討する。さらに、全国の大学等と企業トップが一同に会する産学官連携サミットを開催する。	総合科学技術会議、関係府省	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年通常国会に「国立大学法人法案」を提出(平成16年4月に国立大学法人へ移行予定)。 平成14年4月1日より、私立大学等が他の者の委託に基づいて行う研究に係る一定の事業が法人税の課税対象から除外された。また、平成15年度税制改正要望において、学校法人に対する「みなし譲渡所得」課税の非課税化の承認手続が大幅に簡素化されたとされた。 			
ロ. 歳出改革					
○専修学校社会人キャリアアップ教育推進事業、大学等の地域社会人キャリアアップ推進事業などにより個人の主体的な能力開発を支援する。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年度予算案において、大学、大学院、専修学校等において、産官学の連携によるキャリアアップのための先導的なプログラム開発や講座の提供等を行う「社会人キャリアアップ推進プラン」の推進。(平成15年度予算案487百万円) 第155回国会において学校教育法を改正し、高度専門職業人養成を行う専門職大学院制度を整備。 中央教育審議会答申(平成15年1月23日)に基づき、専門職大学院設置基準を策定。 	平成14年度は、「社会人キャリアアップ推進プラン」において、①専修学校社会人キャリアアップ推進事業:21学校法人等に事業委託 ②大学等における社会人キャリアアップ推進事業:1民間団体に事業委嘱③地域社会人キャリアアップ推進事業:7推進委員会に事業委託し、実施しているところ。		<ul style="list-style-type: none"> 「社会人キャリアアップ推進プラン」の着実な実施 新たに申請された専門職大学院について認可

<p>○産学官連携による地域科学技術振興を通じた地域経済再生のためのイノベーション・新産業の創出を推進する。</p>	<p>関係府省</p>	<p>・知的クラスター創成事業においては全国12地域で事業を推進(平成14年度補正予算600百万円、平成15年度予算6,900百万円) ・都市エリア産学官連携促進事業においては全国19地域で事業を推進(平成15年度予算案3,100百万円) ・3地域(東北・長野・上田、香川)をはじめとした各地域において文部科学省の「知的クラスター創成事業」と経済産業省の「産業クラスター計画」の連携をはかる「地域クラスター推進協議会」を開催。</p>	<p>・知的クラスター創成事業、都市エリア産学官連携促進事業においては、産学官の共同研究等が進捗。 ・東北地域、長野・上田地域、高松地域等において「地域クラスター推進協議会」の開催が実現し、省庁の枠を超えた施策のモデルとなり得る。地域クラスター推進協議会も合同成果発表会を開催することにより、産業クラスター計画との連携が進むとともに、東北地方においては両事業の関係者約60名が参加する等、地域における産学官連携の機運が高まった。</p>	<p>地域主体で産学官連携が進んでおり、今後、具体的な成果を上げていくことが課題。</p>	<p>・両事業の連携を深めるための地域クラスター推進協議会、合同成果発表会を各地域で開催。 ・平成14年度中に、知的クラスター創成事業において、6試行地域から3地域を本格実施地域へ移行。 ・平成14年度中に、都市エリア産学官連携促進事業において、新規に9地域を選定。 ・知的クラスター創成事業においては、平成16年度に厳正な中間評価を実施。</p>
<p>○総合科学技術会議は、①ライフサイエンス、②情報通信、③環境、④ナノテクノロジー・材料の4分野を中心に研究開発資源が重点配分されるよう、必要に応じて予算編成過程で財政当局と連携を図る。また、「科学技術の振興(ライフサイエンス等の4分野への重点化等)」に関しては、各省庁の施策について同会議が調整を行い、各省庁が要求する。プロジェクト選定の際、外部評価を活用し、また、その評価を公開することにより、選定結果の妥当性を高める。</p>	<p>総合科学技術会議、関係府省</p>	<p>我が国の経済を活性化する観点から、大学等での研究開発の成果を活用し産学官の技術力の活用等により、実用化を視野に入れた研究開発プロジェクトを戦略的に推進する「経済活性化のための研究開発プロジェクト」(平成14年度補正予算(15プロジェクト)45,000百万円、平成15年度予算案(14プロジェクト)11,467百万円)等、科学技術の戦略的重点化を推進する際、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会における外部評価を実施し、評価結果を公表。</p>	<p>平成15年度予算案において、重点4分野を中心に「経済活性化のための研究開発プロジェクト」を計上するなど、メリハリのある予算編成を実現。また、外部評価により、課題設定の妥当性や手段の適正性を明らかにした。</p>		<p>「科学技術創造立国」の実現を目指し、科学技術基本計画に沿って、各種施策を着実に実施していくにあたり、評価の活用と重点化を図る。</p>

<p>○「科学技術」を軸として、地域経済を支え、世界に通用する新事業やベンチャー企業を連続的に生み出すための施策を強力に推進する。このため、新事業、新産業の創出が連鎖的に生じるシステムの形成を進めつつ、地域における技術開発・研究開発の強化、大学発ベンチャーの育成、産学官連携のための支援体制の整備、地域産学官連携サミットの開催等の施策を進める。</p>	<p>総合科学技術会議、関係府省</p>	<p>・知的クラスター創成事業においては全国12地域で事業を推進(平成14年度補正予算600百万円、平成15年度予算6,900百万円) ・都市エリア産学官連携促進事業においては全国19地域で事業を推進(平成15年度予算案3,100百万円) ・3地域(東北、長野・上田、香川)をはじめとした各地域において文部科学省の「知的クラスター創成事業」と経済産業省の「産業クラスター計画」の連携をはかる「地域クラスター推進協議会」を開催。</p>	<p>・知的クラスター創成事業、都市エリア産学官連携促進事業においては、産学官の共同研究等が進捗。 ・東北地域、長野・上田地域、高松地域等において「地域クラスター推進協議会」の開催が実現し、省庁の枠を超えた施策のモデルとなり得る。地域クラスター推進協議会も合同成果発表会を開催することにより、産業クラスター計画との連携が進むとともに、東北地方においては両事業の関係者約60名が参加する等、地域における産学官連携の機運が高まった。</p>	<p>地域主体で産学官連携が進んでおり、今後、具体的な成果を上げていくことが課題。</p>	<p>・両事業の連携を深めるための地域クラスター推進協議会、合同成果発表会を各地域で開催。 ・平成14年度中に、知的クラスター創成事業において、6試行地域から3地域を本格実施地域へ移行。 ・平成14年度中に、都市エリア産学官連携促進事業において、新規に9地域を選定。 ・知的クラスター創成事業においては、平成16年度に厳正な中間評価を実施。</p>
<p>○大学院施設及び卓越した研究拠点の施設整備を重点的に推進する。独立行政法人研究機関等の施設の着実な整備、私立大学の研究ポテンシャル活用のための研究施設整備等を推進する</p>	<p>文部科学省</p>	<p>私立大学学術研究高度化推進事業を充実(平成15年度予算案19,609百万円)</p>	<p>私立大学の研究施設・設備等及び研究費について一体的な支援を行うことで、私立大学における研究基盤の整備及び研究機能の高度化に大きく寄与。(14年度は新規に69事業を選定)</p>		<p>私立大学が行う優れた研究プロジェクトに対する支援の一層の充実を図る。</p>
<p>○競争的資金の拡充による大学における教育研究活動の活性化</p>	<p>文部科学省</p>	<p>第2期科学技術基本計画に基づき、競争的資金の倍増に向けた拡充を図るとともに、平成13年度より導入した、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に資する間接経費についても引き続き拡充を図っている。 文部科学省所管競争的資金制度における間接経費導入額：平成14年度見込み額15,600百万円</p>	<p>間接経費の周知が進み、活用が図られ始めた。</p>	<p>第2期科学技術基本計画を踏まえた、競争的資金の拡充と制度改革の推進。</p>	<p>今後とも第2期基本計画に基づき、競争的資金の倍増に向け、拡充を図るとともに、制度改革を進める。</p>